

7 議案第78号関係

おいらせ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p><u>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。</u></p> <p><u>(1) 事務機器、通信機器、電子計算機器、医療機器、車両、ソフトウェアその他の商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものを借り入れる契約</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる契約に伴う保守、維持管理等に関する契約</u></p> <p><u>(3) 施設の管理及び運営、清掃及び警備、設備等の保守、給食の調理又は配送並びに車両の運行その他の役務の提供を受ける契約であって、次のいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>ア 経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるもの</u></p> <p><u>イ 会計年度の初日から当該役務の提供を受けなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすもの</u></p> <p><u>(契約期間)</u></p> <p><u>第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。</u></p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p><u>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約であって、当該契約に係る契約期間が規則で定める期間以内であるものとする。</u></p> <p><u>(1) 物品の賃貸借契約において、契約業者が調達した賃貸借物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を必要とする契約で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 役務の提供を受ける契約において、契約業者が調達した業務の履行に必要な物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を必要とする契約で規則で定めるもの</u></p>